



鳥取県公報

令和2年2月7日(金)
号外第15号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 公安規則	交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則 (1) (地域課) 2
--------	--

公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月7日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

鳥取県公安委員会規則第1号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和38年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係） 交番及び駐在所の名称、位置及び所管区表				別表第1（第2条関係） 交番及び駐在所の名称、位置及び所管区表			
警察署	名称	位置	所管区	警察署	名称	位置	所管区
略				略			
鳥取県 米子警察署	米子駅前交番	米子市 弥生町	米子市のうち道笑町一丁目、道笑町二丁目、道笑町三丁目、道笑町四丁目、長砂町、昭和町、万能町、日野町、法勝寺町、紺屋町、四日市町、東町、弥生町、陽田町、糺町一丁目、加茂町一丁目、加茂町二丁目、茶町、塩町、末広町、大工町、目久美町、西倉吉町、中町、明治町、東倉吉町、 <u>久米町及び西町</u>	鳥取県 米子警察署	米子駅前交番	米子市 弥生町	米子市のうち道笑町一丁目、道笑町二丁目、道笑町三丁目、道笑町四丁目、長砂町、昭和町、万能町、日野町、法勝寺町、紺屋町、四日市町、東町、弥生町、陽田町、糺町一丁目、加茂町一丁目、加茂町二丁目、茶町、塩町、末広町、大工町、目久美町、西倉吉町、中町、明治町、東倉吉町、 <u>久米町、西町、車尾、車尾一丁目、車尾二丁目、車尾三丁目、車尾四丁目、車尾五丁目、車尾六丁目、車尾七丁目、観音寺、中島一丁目、中島二丁目、観音寺新町一丁目、観音寺新町二丁目、観音寺新町三丁目、観音寺新町四丁目、観音寺新町五丁目、車尾南一丁目及び車尾南二丁目</u>
略				略			
	<u>観音寺新町交番</u>	米子市 観音寺新町四丁目	米子市のうち <u>車尾、車尾一丁目、車尾二丁目、車尾三丁目、車尾四丁目、車尾五丁目、車尾六丁目、車尾七丁目、観音寺、中島一丁</u>	東福原交番	米子市 東福原一丁目		米子市のうち東福原二丁目、東福原三丁目、東福原四丁目、東福原五丁目、東福原六丁目、東福原七丁目、東福原八丁目、西福原

		<p>目、中島二丁目、観音寺新町一丁目、観音寺新町二丁目、観音寺新町三丁目、観音寺新町四丁目、観音寺新町五丁目、車尾南一丁目、車尾南二丁目、東福原二丁目、東福原三丁目、東福原四丁目、東福原五丁目、東福原六丁目、東福原七丁目、東福原八丁目、西福原二丁目、西福原三丁目、西福原四丁目、西福原五丁目、米原五丁目、米原六丁目、米原七丁目、米原八丁目及び米原九丁目</p>			<p>二丁目、西福原三丁目、西福原四丁目、西福原五丁目、米原五丁目、米原六丁目、米原七丁目、米原八丁目及び米原九丁目</p>
略			略		
略			略		

附 則

この規則は、令和2年2月14日から施行する。